

年間指導計画に基づき、学習のねらいを明確にしたうえで、安心・安全な学校外での学習を実施するための目安とする。

1 基本的な考え方

今年度の修学旅行の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（厚生労働省）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「京都府立向日が丘支援学校 新型コロナウイルス感染防止のための新たな行動様式 8月21日改訂版」を踏まえ、また、一般社団法人日本旅行業協会作成の「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を参考にし、宿泊を伴わない一日行程の修学旅行を計画する。

- ・事前に保護者説明会(校外学習は実施要項配布)を実施して丁寧な説明を行い、理解を得て同意書提出の上で実施する。
- ・国、または自治体、訪問先施設の安全対策に従って行動する。旅行中、旅行前後も1週間を目途に体調の変化に気をつける。
- ・旅行実施中、発熱者等が確認された場合に連携できる医療機関等を確実に把握しておく。
- ・個別的な対応に十分な引率体制の確保をしておく。
- ・校外学習についても、修学旅行の考え方、実施の手順に準拠して計画・実施する。

2 旅行先の決定

- ・緊急事態宣言等の発令がない地域とする。
- ・学習指導要領、教育課程に基づいた学習計画に則った活動が、日帰りの行程で可能な場所とする。
- ・感染症に対する防止対策のガイドラインを作成、実施しており「3密」を避けた状態を保つことが可能な場所とする。
- ・食事は個別のセットメニューでの対応が可能な施設があることとする。

3 移動手段

- ・公共交通機関は使用せず、基本的には貸し切りバスによる移動とする。
- ・バス内においては、適切な距離をとった配席とする。
- ・適切な換気を行いながら運行することとする。
- ・休憩時間等、適時、車内の消毒を行う。

4 中止の判断

以下の場合、校長判断のもと中止とし、年度内において代替的な近隣の日帰りによる取組を検討する。

(1) 京都府、旅行先の状況により中止する場合

- ・今後の感染状況により、京都府教育委員会から中止の指示が出た場合、中止とする。

- ・実施1週間前を目途に、旅行先の施設関係者に感染者、濃厚接触者が確認された場合、中止とする。
- ・前日まで、または当日に上記と同様の状況になった場合も中止とする。

(2)参加予定者等の状況により中止する場合

- ・実施1週間前から、旅行参加者の家族を含めて、新型コロナウイルス感染症に起因すると疑われる発熱等の症状が確認された場合は、該当児童生徒本人は参加しない。本人以外の参加者は健康観察を行い症状がなければ参加する。
- ・旅行参加予定者に濃厚接触者が確認された場合、あるいは濃厚接触者の可能性が生じた場合は実施を中止とする。
- ・その他、校内における感染状況を総合的に判断して中止する場合もある。

5 旅行の途中で発熱、体調不良等の症状が確認された場合

- ・旅行中は、非接触型体温計で往路出発前、到着時、昼食時、復路出発前の検温等により、体調の把握をこまめに行う。
- ・参加者に新型コロナウイルス感染症に起因すると思われる発熱、体調不良者が確認された場合、行程を中止し帰校する。

症状	教員の対応
発熱 その他の体調不良 (滞在先)	①学校、保護者への連絡 ②該当児童生徒は活動を中断して、計画段階で予め決めてあった場所で復路のバス発まで隔離・待機する。 ③対応する教員・看護師は固定する。 ④該当児童生徒は、バス内の後方へ移動し、安静にしてバスで帰校する。 ⑤状況により、現地医療機関を受診した場合は、バスではなく保護者迎え、または、タクシー等を利用して帰宅させる。 ⑥対応した教員は、症状がなくても他の児童生徒の指導にあたり、バス内での距離を保って、バスで帰校する。
発熱 その他の体調不良 (移動バス内)	往路 ①学校、保護者への連絡 ②該当児童生徒は、バス内の後方へ移動し、安静にする。 ③対応する教員・看護師は固定する。 ④感染拡大の可能性があるので全行程を中止し、全員帰校する。
	復路 ①学校、保護者への連絡 ②該当児童生徒は、バス内の後方へ移動し、安静にする。 ③対応する教員・看護師は固定する。 ④帰校後は他の児童生徒と接触しないようにして、保護者に引き渡して帰宅させる。

6 旅行前の確認事項

(1) 保護者が行うこと

- ・旅行実施1週間前から、家族全員の検温を行い、発熱等の症状があれば健康観察表に記入し担任へ連絡する。
- ・旅行実施当日、必ず連絡がつく連絡先を担任と確認しておく。

(2) 担任が行うこと

- ・通常健康観察表により本人、家族の体調確認を行う。発熱等の記載があれば、保護者へ連絡をして状況を把握する。
- ・緊急時連絡カードに記載されている緊急時の連絡方法を、家庭と再確認しておく。
- ・37.5度を超えても平熱の範囲である児童生徒は、事前に旅行先の施設に連絡し対応を確認しておく。
- ・施設内での緊急時対応場所、休憩場所を確認しておく。

7 児童生徒への事前指導等について

- ・旅行先のガイドラインに沿った対応ができるように、児童生徒へ事前指導しておく。
- ・マスク、フェイスシールド着用が必要な場合は家庭と相談して、できる限り対応する。